

国立公園における利用拠点整備改善計画取扱要領

各地方環境事務所長等宛 自然環境局長通知
制定 令和4年4月1日 環自国発第2204012号

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第16条の2から第16条の6までの規定による国立公園における協議会の組織及び利用拠点整備改善計画の認定等に関しては、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。なお、本要領は、本制度の運用状況や社会経済状況の動向を踏まえ、適宜改正を行うものとする。

目次

第1節 総則	1
第2節 協議会の組織	2
第3節 利用拠点整備改善計画の作成	5
第4節 利用拠点整備改善計画の認定	10
第5節 認定の取消し	17
第6節 報告徴収	17
第7節 その他	17

第1節 総則

（制度創設の背景と意義）

第1

少子高齢化・人口減少社会の中で、観光は地方創生の切り札とされており、国立公園はその地域の重要な観光資源・地域資源である。近年、国立公園の利用形態の変化等に伴い、集団施設地区等の利用拠点においては、利用者のニーズに合わなくなった事業の廃止やそれによる施設の廃屋化等が生じている。

利用拠点は自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）第1条の公園事業に係る施設（以下「公園施設」という。）等の集積した区域であり、施設の整備改善を個々に進めるのではなく、一体的に整備改善に係る計画を作成し当該計画に沿って統一的に調和をもってその整備改善を実施することにより、利用動線の改善や機能の強化、街並み景観の改善等が図られることから、地方公共団体や公園事業者等の多様な関係者の積極的・主体的な取組を促し、それぞれの役割や事業内容を調整する場を設けるとともに、調整の結果に基づき共通の認識・方針の下で事業を実施できるように、利用拠点整備改善計画制度が創設されたものである。

(定義)

第2

- 1 「利用拠点」は、法第16条の2において集団施設地区その他の公園の利用のための拠点と規定されており、具体的には、当該公園の公園計画において、集団施設地区として定められた地区、又は宿舍や休憩所等の公園施設が定められた地区であって、複数の公園事業が執行されている地区が対象となる。なお、第8の4に示す利用拠点整備改善計画の区域のとおり、利用拠点の区域と利用拠点整備改善計画の区域は異なる点に留意が必要である。
- 2 「利用拠点整備改善事業」は、利用拠点の質の向上のための整備改善に関する事業である。利用拠点の中核となるのは公園施設であることから、利用拠点整備改善事業は、公園事業の執行として整備改善を図る事業がその中核となるが、公園施設以外の施設の整備改善を行為許可により実施される事業や行為許可を要しない施設撤去のみを行う事業等も含む。具体的には以下のとおり多様な内容が想定される。

質の高い利用空間の創造

自然環境や歴史・文化等を活かした快適な歩行空間・滞在空間の整備や街並み景観の改善等を実施する整備事業が利用拠点整備改善事業に該当する。具体的な手法としては、休廃止施設等の撤去とその跡地の活用、建物の景観デザインやサイン・標識デザインの統一、施設配置の見直しによる利用動線の改善、歩行空間・滞在空間の確保、区域一体的な施設の脱炭素化、無電柱化、通景伐採、緑地化等に係る整備事業等が想定される。

公園利用に係る機能の強化

利用拠点において求められる公園利用に係る機能としては、宿泊・休憩・情報提供・自然とのふれあい等が想定され、多言語サービスや公衆無線LAN等ITインフラの提供、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応も求められる。当該利用拠点の状況を踏まえ、これらの機能強化を行う整備事業が利用拠点整備改善事業に該当する。具体的な事業内容としては、利用者ニーズに応じた公園施設の種類の変更による既存施設のリノベーション、多言語対応の標識類の整備、公衆無線LAN環境の整備やトイレ洋式化、ユニバーサルデザイン化等に係る整備事業等が想定される。

第2節 協議会の組織

(協議会の組織)

第3

- 1 地域における重要な観光資源・地域資源となっている国立公園について、利用拠点においてどのような機能・サービスを提供し、利用空間のコンセプト等をどのように設定

し、国立公園の魅力を活用していくのかについて検討・調整を行い、利用拠点整備改善計画を作成するため、国立公園を区域に含む市町村が、当該国立公園において公園施設の整備を中核とする利用拠点の質の向上のための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとしている（法第 16 条の 2 第 1 項）。なお、都道府県についても、国立公園内の利用拠点を対象として、当該都道府県の区域内の市町村と共同し、協議会を組織できることとしている。

- 2 協議会は、複数の市町村又は都道府県が共同して協議会を組織することも可能であるほか、他法令に基づく既存の協議会や任意の協議会、法第 42 条の 2 第 1 項に規定する自然体験活動促進計画の検討を目的とした協議会等が必要な構成員等を満たしている場合には、これらを活用して協議を行うことも可能である。ただし、利用拠点整備改善計画の作成に係る主要な協議会事務は、市町村又は都道府県（市町村又は都道府県から委託を受けた者等を含む）が担う必要がある。
- 3 公園事業の執行者又は執行予定者は、市町村又は都道府県に対して、協議会を組織するよう要請することができることとしている（法第 16 条の 2 第 3 項）。要請を受けた市町村又は都道府県は、協議会を組織する必要がないと判断した時は、その旨及びその理由を当該要請をした者に通知することが望ましい。

（協議会の構成員）

第 4

- 1 協議会は、地域の多様な関係者の積極的・主体的な取組を促すため、市町村のみ協議会を組織する場合には当該市町村、市町村及び都道府県が共同して協議会を組織する場合には当該市町村及び都道府県のほか、当該利用拠点における公園事業の執行者又は執行予定者、施設や土地等の権原を有する者、その他必要な者により構成される（法第 16 条の 2 第 2 項）。
- 2 共通の方針の下、統一的な調和をもって利用拠点の整備・改善を計画的に図ることができるよう、利用拠点整備改善事業の実施に向けては、公園施設及び公園施設以外の施設の別に関わらず、各々の施設における整備改善や土地の利用方法について決定する権利を有する者との調整が必要となる。そのため、協議会構成員には、計画を円滑かつ確実に実施するために、原則として利用拠点整備改善事業の実施に必要な施設や土地の権原を有する者が含まれている必要がある。なお、協議会構成員には協議の結果の尊重が求められる（法第 16 条の 2 第 8 項）ものの、実際の土地の貸付等に当たっては具体的な貸付条件の調整等が想定されるため、協議の結果に基づき土地の貸付等を行う義務が生じるものではないことに留意が必要である。また、利用拠点整備改善事業の実施に必要な物件の権原を当該事業に係る事業者が有していれば、当該事業者が協議会に参画することで、必ずしも施設や土地の所有者等の全員が協議会に含まれている必要はない。

- 3 その他必要な者としては、観光協会やDMO、有識者や自然保護団体、道路管理者や地域住民、地域金融機関、関係法令を所管する行政機関等、利用拠点整備改善事業の内容に応じて、多様な者が想定される。地域の望ましい将来像を描くためには経営や地域づくり等に関する有識者の参画が、自然保護上の影響が懸念される場合には自然環境保全等に関する有識者や自然保護団体の参画が、関係法令の許認可等が必要と見込まれる場合にはそれらを所管する行政機関等の参画が、効果的かつ円滑な利用拠点整備改善事業の実施のために有効と考えられる。
- 4 環境省は利用拠点整備改善計画の認定主体であるため、一律に各協議会の構成員となることは想定していないが、ビジターセンター等の所管する施設や土地において利用拠点整備改善事業の実施が想定される場合には、公園事業の執行者又は施設や土地の権原を有する者との立場で参画することや、主要な協議会事務を担う市町村又は都道府県(市町村又は都道府県から委託を受けた者等を含む)の事務を補助する立場で参画することがあり得るほか、必要に応じてオブザーバー等の立場で参画することも想定される。利用拠点整備改善計画は、国立公園の魅力向上に重要な役割を果たすことに鑑み、市町村等の取組を積極的に支援することが求められる。
- 5 当該利用拠点における公園事業の執行者又は執行予定者、施設や土地の所有者等は、市町村又は都道府県に対し、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができることとしている(法第16条の2第5項)。申出を受けた市町村又は都道府県は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。正当な理由としては、申出を行った者の施設等が利用拠点整備改善計画の区域として想定しているエリアから離れているため、一体的な整備改善の必要性に乏しい等が想定される。また、申出を受けた市町村又は都道府県は、申出をした者を協議会の構成員として加える必要がないと判断した時は、その旨及びその理由を当該申出をした者に通知することが望ましい。

(協議会の運営)

第5

- 1 市町村又は都道府県が協議会を組織したときは、インターネットの利用等の方法で、協議会の名称及び構成員の氏名又は名称並びに協議の対象となる利用拠点区域の範囲を公表しなければならないものとされている(法第16条の2第4項及び規則第9条の2)。また、円滑な合意形成や策定した計画の実効性を高めるため、協議の経過又は結果等を協議会内外の広範な関係者等が把握できるよう、協議会における検討資料や議事録をインターネットの利用等の方法で適時公表することが望ましい。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとしている(法第16条の2第7項)が、当然本規定によらずとも任意の協力依頼等は可能である。なお、関係行政機関についても、公園事業の執行者又は執行予定者、施設や土地の所有者等及び関係法令

の所管官庁等として協議会の構成員となることも想定される。

- 3 協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならないこととされている（法第 16 条の 2 第 8 項）。協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定めるものとしているため、協議会の開催方式、回数、合意形成の方法等については、各協議会が定めることとなる。必要に応じて書面により開催する等も可能である。

第 3 節 利用拠点整備改善計画の作成

（利用拠点整備改善計画の作成）

第 6

- 1 利用拠点整備改善計画は、国立公園に関する公園計画（以下「公園計画」という。）に基づき、協議会が作成することとしている（法第 16 条の 3 第 1 項）。
- 2 利用拠点整備改善計画は、環境大臣が定めた公園の適正な運営を行うための基本的な指針である公園計画の公園事業に関する事項や、同じく環境大臣が定めた国立公園事業の決定の内容に基づき作成されるものであるため、協議会は、利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園計画の変更若しくは国立公園事業の決定又は変更について、環境大臣に対して具体的な内容を提案することができることとしている（法第 8 条の 2 第 1 項、法第 9 条の 2 第 1 項）。なお、当然本規定によらずとも、任意の提案を行うことは可能である。

（利用拠点整備改善計画における特例）

第 7

- 1 利用拠点整備改善計画について法第 16 条の 3 第 1 項の規定による環境大臣の認定を受けた場合、公園事業の執行に係る協議・認可等が必要な行為について、計画の認定過程において公園の保護への支障等について確認を行った上で、法第 10 条第 2 項等の協議並びに法第 10 条第 9 項の届出を受ける者であり、かつ同条第 3 項等の認可を行う者である環境大臣の認定が行われたものであることから、同条第 2 項若しくは第 6 項の協議をし、法第 10 条第 3 項若しくは第 6 項の認可を受け、又は同条第 9 項の届出をしたものとみなすこととしている（法第 16 条の 6）。なお、計画期間終了後も引き続き法第 10 条第 3 項の規定による認可を受けたもの等として取り扱われることとなる（当該計画が法第 16 条の 5 第 1 項の規定により当該計画が取り消された場合又は当該計画の変更により当該計画が終了する前に当該計画の計画区域から除外された場合等を除く。）。
- 2 同様に、特別地域、特別保護地区又は海域公園地区での行為許可、利用調整地区の立入認定及び普通地域での行為の届出が必要な行為についても、各々の申請又は届出を受ける環境大臣による認定が行われたものであることから、法第 20 条第 3 項、法第 21

条第 3 項及び法第 22 条第 3 項の許可、法第 23 条第 3 項の認定並びに法第 33 条第 1 項の届出を不要とする特例措置（以下「特例措置」という。）が適用されることとしている（法第 20 条第 9 項第 1 号、第 21 条第 8 項第 1 号、第 22 条第 8 項第 1 号、第 23 条第 3 項第 3 号及び第 33 条第 7 項第 1 号）。

（利用拠点整備改善計画の記載事項）

第 8

計画の記載事項については法第 16 条の 3 第 2 項各号の規定も踏まえ、次の事項について記載するものとする。

1 利用拠点整備改善計画の名称

利用拠点整備改善計画を策定する国立公園の名称及び対象とする地区名若しくは通称名等を明示する。

2 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称

利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称を記載する。

3 計画期間

利用拠点整備改善計画の計画期間について記載する。

利用拠点整備改善計画の目標や実現可能性等を踏まえて 5 年から 10 年程度の期間を基本に設定することが望ましい。

4 利用拠点整備改善計画の区域

利用拠点の区域のうち、利用拠点整備改善事業を行うことが必要な区域（以下「計画区域」という。）を記載する。必ずしも集団施設地区等の利用拠点の区域の全てを対象とする必要はなく、目抜き通り周辺など、特に利用が集中し、利用拠点整備改善事業の効果が高い一団のエリアを計画区域として設定する等も可能である。

5 利用拠点の現状と課題

当該利用拠点における公園利用に係る機能や利用空間の現状と課題について記載する。

6 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

当該利用拠点の質の向上に関する基本的な方針を記載する。

7 利用拠点整備改善計画の目標

当該利用拠点の質の向上に関する目標を記載する。

8 利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

利用拠点整備改善事業として実施する事業の内容、実施主体及び実施時期について一覧に記載する。

利用拠点整備改善事業は第 2 の 2 に示すとおり、休廃止施設等の撤去とその跡地の活用、利用者ニーズに応じた公園事業の事業種変更等の既設施設のリノベーション、景観デザインやサイン・標識デザインの統一、無電柱化等の事業であり、利用拠点の実情

に応じて必要な事業により構成し計画する。

利用拠点整備改善計画における特例を受けようとする場合には、必要とする法第 16 条の 6 並びに第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 33 条に基づく特例措置の内容に応じて、個票に以下の項目を記載する。

なお、公園施設を中核とする利用拠点として質の向上を図るため、利用拠点整備改善事業については、可能な限り公園事業として執行を図ることとする。

公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業の場合

- (イ) 事業名
- (ロ) 事業内容の概要
- (ハ) 利用拠点の質の向上に係る役割
- (ニ) 事業実施主体の氏名又は名称
- (ホ) 公園施設の種類
- (ヘ) 公園施設の位置
- (ト) 公園施設の規模
- (チ) 公園施設の管理又は経営の方法
- (リ) 公園施設の構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
- (ヌ) 令第 1 条第 1 号から第 9 号までに掲げる公園施設にあっては、その施設の供用開始の予定年月日
- (ル) 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の着手及び完了の予定日

公園事業の内容の変更に係る協議、認可又は届出を要する事業の場合

- (イ) 事業名
 - (ロ) 事業内容の概要
 - (ハ) 利用拠点の質の向上に係る役割
 - (ニ) 事業実施主体の氏名又は名称
 - (ホ) の(ホ)から(ヌ)までに掲げる事項のうち、変更に係る事項
 - (ヘ) 工事の施行を要する場合には、その施行の着手及び完了の予定日
- 特別地域、特別保護地区若しくは海域公園地区での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合
- (イ) 事業名
 - (ロ) 事業内容の概要
 - (ハ) 利用拠点の質の向上に係る役割
 - (ニ) 事業実施主体の氏名又は名称
 - (ホ) 行為の種類
 - (ヘ) 行為の実施場所
 - (ト) 行為の施行方法

(チ) 行為の着手及び完了の予定日

利用拠点整備改善計画の作成段階では、一部の利用拠点整備改善事業について、公園施設の構造や行為の施行方法、着手及び完了の予定日等の詳細が明確に定まっていな
ない場合も想定される。この場合、これらの概要について記載することとするが、概要に
ついて定まっていな
ない場合には特例措置の措置に係る記載から除外し、10 その他
に記載し、事業内容が具体化した段階で特例措置の措置に係る記載に追加する変更を
行い、法第 16 条の 4 第 1 項の規定による利用拠点整備改善計画の変更認定を受けるこ
ととする。

9 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員等の氏名又は名称及び協議会にお
ける役割を記載する。協議会における役割には、事務局、利用拠点整備改善事業の実施
者又は実施予定者、施設や土地の所有者、有識者等の別を記載するほか、その他の関係
者であるオブザーバー等について記載する。

10 その他

必要に応じて、今後、利用拠点整備改善計画に位置付ける予定の事業の概要、計画区
域外の地域における取組や他法令に基づく取組との連携等、参考となるべき事項につ
いて記載する。

(利用拠点整備改善計画の添付書類)

第 9

- 1 利用拠点整備改善計画の認定申請には、認定を受けようとする利用拠点整備改善計
画に加え、計画区域を明らかにした縮尺 1 : 2 万 5000 程度の地形図、利用拠点整備改
善事業ごとの実施場所及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1 : 5000 程度の概況図
を添付する。また、利用拠点整備改善計画における特例を受けようとする場合には、利
用拠点整備改善事業が必要とする法第 16 条の 6 並びに第 20 条、第 21 条、第 22 条及
び第 33 条に基づく特例措置の内容に応じて、以下の書類を添付する。なお、縮尺 1 :
2 万 5000 程度の地形図等について、一の図面で複数の利用拠点整備改善事業の位置等
を示すことも可能とする。

公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業の場合（運輸施設に関する公園
事業にあつては、(チ)(リ)に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関す
る公園事業にあつては、(イ)(ロ)(ホ)(ヘ)(チ)(リ)に掲げる書類を除く）

(イ) 個人にあつては、住民票の写し

(ロ) 法人にあつては、登記事項証明書

(ハ) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1 : 2 万 5000 程度の地形図

(ニ) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1 : 5000 程度の概況図及び天然色
写真

- (ホ) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
- (ヘ) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (ト) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
- (チ) 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
- (リ) 個人にあつては、直前3年の各事業年度における確定申告書
公園事業の内容の変更に係る協議又は認可を要する事業の場合（公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、の（ヘ）、（チ）、（リ）に掲げる書類を除く）
- (イ) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：2万5000程度の地形図
- (ロ) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5000程度の概況図及び天然色写真
- (ハ) の（ヘ）から（リ）までに掲げる事項のうち、変更の内容に係る事項
特別地域、特別保護地区若しくは海域公園地区での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合
- (イ) 行為の場所を明らかにした縮尺1：2万5000程度の地形図
- (ロ) 行為地及びその周辺の状況を明らかにした縮尺1：5000程度の概況図及び天然色写真

2 環境大臣は、認定に当たり必要があると認めるときは、上記以外の必要な書類の提出を求めることができることとされている（規則第9条の3第3項）。認定要件に適合するかどうかの判断について必要な書類を提出させれば足り、必ずしも規則第2条第3項に規定する公園事業の認可の申請等に係る必須添付書類の全てを提出させる必要はない。なお、具体的に想定されるものは以下のとおりである。

- ・計画全体における完成予想図、イメージパース、動線計画図、修景計画図、計画工程表
- ・計画区域内における建物や街路、標識・サイン等に対する景観デザイン統一のための意匠や色彩の方針、計画を明らかにした書類
- ・公園施設の規模及び構造を明らかにした各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした配置図
- ・公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類

- ・事業資金を調達することができることを証する書類
- ・令第1条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組みを明らかにした書類
- ・工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び図面
- ・工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- ・行為の施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- ・行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした図面
- ・当該事業を実施する場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質を記載した書類
- ・当該事業の実施により得られる自然的、社会経済的な効用を記載した書類
- ・当該事業の実施による風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置を記載した書類
- ・当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果を記載した書類
- ・協議会の議事概要等、協議会の開催経過に関する書類

第4節 利用拠点整備改善計画の認定

(利用拠点整備改善計画の申請内容の事前指導)

第10

利用拠点整備改善計画の作成に関し相談を受けたときは、法、規則、本要領に照らして適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、行政手続法(平成5年法律第88号)第32条から第36条までの規定に留意するものとする。

(利用拠点整備改善計画の申請)

第11

協議会が利用拠点整備改善計画を作成したときは、協議会の構成員である市町村又は都道府県及び利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、環境大臣(国定公園の場合は都道府県知事)の認定を申請することができることとしている。申請書は規則様式第1によるものとするが、本要領において備考欄を追記しているため、必要に応じて参考にされたい。なお、協議会の構成員のうち、利用拠点整備改善事業を実施しない者(有識者、事業を実施しない土地所有者等)については、共同申請者とはならない。

(利用拠点整備改善計画の審査)

第12

- 1 地方環境事務所(釧路、信越又は沖縄奄美自然環境事務所の管轄区域に係るものにあつては、それぞれ釧路、信越又は沖縄奄美自然環境事務所。以下同じ。)長は、申請者又は届出者から利用拠点整備改善計画に関する申請書又は届出書が提出されたときは、当該申請書又は届出書を確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、申請者又は届出者に補正させるものとする。
- 2 当該計画の計画区域が、令附則第2項の規定による指定地域内に位置する場合には、当該計画における特別地域、特別保護地区若しくは海域公園地区での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業について、必要に応じて都道府県へ処理方針等について情報共有を図ることとする。
- 3 地方環境事務所長は、申請書が提出された日(申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日)から起算して原則として1か月以内に、本要領に定める認定要件に基づき審査を行い、処理又は処分するものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書の不備又は不足が補正されないときは、認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更に係る申請の場合は、速やかに行政手続法第7条の規定によって、申請を拒否する処分を行うものとし、利用拠点整備改善計画の認定に係る申請の場合は、認定の拒否が適当である旨の意見を付して、自然環境局国立公園課長に進達することとする。
- 4 自然環境局国立公園課においては、第13により、地方環境事務所長から進達を受けた日から起算して原則として1か月以内に、本要領に定める認定要件に基づき審査し、処分するものとする。

(申請書に係る事務処理(決裁又は送付)方法)

第13

- 1 国立公園管理事務所(国立公園管理官事務所、自然保護官事務所、広島事務所及び福岡事務所を含む。以下同じ。)における申請に関する決裁文書は、申請に係る地域を管轄する地方環境事務所長に送付する。
- 2 地方環境事務所における申請の処理及び進達は、次に掲げるとおり行うものとする。

認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更に係る申請の場合は、地方環境事務所長が自ら処分する。

利用拠点整備改善計画の認定に係る申請の場合は、別に定める様式による調書を添えて自然環境局国立公園課長に進達する。

(拒否の処分に当たっての理由の提示)

第14

利用拠点整備改善計画に関する認定を拒否する処分を行う場合には、行政手続法第8条の規定により、処分の内容を通知する書面にその理由を記載するものとする。

(利用拠点整備改善計画書の様式)

第 15

利用拠点整備改善計画書は、様式第 2 によるものとする。

(利用拠点整備改善計画書等についての審査事項)

第 16

第 15 の利用拠点整備改善計画書等については、次に掲げる事項について審査するものとする。

公園計画、国立公園事業の決定との整合性

区域

利用拠点整備改善事業の適否

他法令による処分の状況

土地所有者等の諾否

その他第 18 利用拠点整備改善計画の認定要件への適合の判断に必要な事項

(景観計画への適合)

第 17

利用拠点整備改善計画については、公園施設等の外観や色彩についても盛り込まれることが想定されるところ、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画が定められた場合においては、景観法第 60 条による自然公園法上の特例（法第 20 条第 4 項等に定める行為許可の基準への、景観計画に定められた基準の上乗せ規定）がある一方、利用拠点整備改善計画における特例により法第 20 条第 3 項等の許可が不要となる場合（同条第 9 項第 1 号に掲げる公園事業の執行として行う行為等）については、景観法第 16 条第 7 項第 7 号による届出不要が適用されず同条第 1 項に基づく届出が必要となる。そのため、利用拠点整備改善計画は、当該地域が景観法に基づく景観計画の区域に含まれる場合には、円滑な利用拠点整備改善計画の実施のため、当該区域における景観計画と適合するものでなければならないこととしている（法第 16 条の 3 第 3 項）。地方環境事務所において景観計画に係る適合について詳細を審査する必要はないが、協議会により適切に対応するよう指導すること。

なお、利用拠点整備改善計画を踏まえた景観計画が作成されることにより、利用拠点整備改善計画の計画期間終了後の良好な街並み景観の形成等につながるため、積極的な連携が図られることが期待される。

(利用拠点整備改善計画の認定要件)

第 18

1 法第 16 条の 3 第 4 項に規定する国立公園における利用拠点整備改善計画の認定要件の細部解釈及び運用方法は以下のとおり。なお、認定要件に適合するかどうかの確認に当たっては、利用拠点整備改善計画制度が、地方公共団体や公園事業者等の多様な関係者の積極的・主体的な取組を促すことを目的とした制度である点に留意が必要である。公園計画に照らして適切なものであること。

利用拠点整備改善計画については、公園計画において定められた基本方針及び集団施設地区又は利用施設の整備方針等への適合を確認する必要がある。また、利用拠点整備改善事業のうち、公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業については、公園計画への適合を確認する必要がある。

当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

利用拠点整備改善計画は、公園利用に係る機能の強化や質の高い利用空間の創造等により、利用拠点の効果的で満足度の高い利用につながるものである必要がある。このため、利用拠点整備改善計画が、当該公園の利用に支障を及ぼすおそれがある場合には、利用拠点の質の向上に寄与するとは認められない。

利用拠点整備改善事業のうち、公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業及び公園事業の内容の変更に係る協議又は認可を要する事業については、国立公園事業の決定事項への適合を確認するとともに、国立公園事業執行等取扱要領（令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 22040111 号自然環境局長通知）の第 11 に準じて、利用施設としての適切性を確認する必要がある。

利用拠点整備改善計画の作成段階では、一部の利用拠点整備改善事業について、公園施設の構造や管理又は経営の方法等の詳細が明確に定まっていない場合も想定される。この場合、条件において遵守事項や必要な情報の追加提出等を付す又は認定時に必要な情報として追加提出を求める等の対応が想定され、当該事業が公園利用に及ぼす影響等を踏まえ、判断することとする。

当該国立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

国立公園の最大の魅力は豊かな自然環境であり、利用拠点整備改善計画は、公園の保護に支障を及ぼさないものである必要がある。

利用拠点整備改善事業のうち、公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業及び公園事業の内容の変更に係る協議又は認可を要する事業については、国立公園事業の決定事項への適合を確認するとともに、国立公園事業執行等取扱要領の第 11 に準じて、当該国立公園の保護上の支障を確認する必要がある。また、特別地域、特別保護地区若しくは海域公園地区での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業については、規則第 11 条、国立公園管理運営計画及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）その他関係通知に準じて、当該

国立公園の保護上の支障を確認する必要がある。

なお保護上の支障の確認に当たっては、規則第 11 条に規定する許可基準等への適合に係る確認を原則とするが、利用拠点整備改善計画における当該事業の重要性、妥当性、公益性と公園の保護に及ぼす影響等を比較衡量し判断することとし、複数の施設が多様な主体により同一の計画下で共通の方針の下、統一的に調和をもって整備されることや休廃止施設を利用者ニーズに沿って別用途に活用されること等により、公園利用に係る機能の強化や質の高い利用空間の創造等に相当程度寄与すると認められる計画においては、それを構成する各々の事業について、色彩や道路の路肩からの距離等が必ずしも上記の基準に適合しない場合であっても認め得るものであることを念頭に判断することとする。

また、利用拠点整備改善計画の作成段階では、一部の利用拠点整備改善事業について、公園施設の構造や行為の施行方法等の詳細が明確に定まっていない場合も想定される。この場合、条件において遵守事項や必要な情報の追加提出等を付す又は認定時に必要な情報として追加提出を求める等の対応が想定されるが、当該事業が公園の保護に及ぼす影響等を踏まえ、判断することとする。

円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

事業に必要な土地、その他家屋等の物件を事業の用に供するための権原を有していること、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること等を確認する必要がある。また、これらの前提として、利用拠点整備改善事業の実施に必要な施設や土地の権原を有する者及び関係法令を所管する行政機関等が協議会に参画していることが有効であると考えられるため、協議会の構成員についても留意する必要がある。

(認定の条件)

第 19

- 1 法第 16 条の 3 第 5 項の規定に基づく条件に違反した場合には、法第 16 条の 5 第 1 項の規定に基づく認定の取消しが適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、「国立公園事業執行等取扱要領」の別表、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 22040115 号自然環境局長通知) の別表又は本取扱要領の別表に掲げる例文を踏まえ、必要に応じて適切なものを付すこととする。
- 2 他者が実施する利用拠点整備改善事業の進捗状況や事業内容、当該国立公園の自然条件や利用状況の変化、追加提出のあった公園施設の構造や行為の施行方法の内容等に応じて、条件の追加や変更を行うものとする。具体例には、適正な公園利用を確保する観点から、当該公園の利用状況の変化等を踏まえ、必要に応じて複数者の工事時期の重複を避けるため、工事の施行期間に係る条件を追加・変更するなどが想定される。
- 3 条件の検討に当たっては、利用拠点整備改善計画制度が、地方公共団体や公園事業者

等の多様な関係者の積極的・主体的な取組を促すことを目的とした制度である点に留意が必要である。

(利用拠点整備改善計画の変更に係る申請)

第 20

- 1 法第 16 条の 4 の規定による認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更に係る申請書（以下「変更認定申請書」という。）は、様式第 3 によるものとする。
- 2 具体的には、利用拠点整備改善計画の区域、利用拠点整備改善事業の内容及び実施主体の変更等が想定される。なお、これらの変更に係る協議会の運営方法等は、各協議会が定めることとなる。
- 3 変更認定申請書には、変更後の利用拠点整備改善計画書を添付するとともに、第 9 に示す利用拠点整備改善計画の添付書類に掲げる書類のうち変更の内容に係るものを添付することとする。また、環境大臣は、認定に当たり必要があると認めるときは、必要な書類の提出を求めることができる。

(変更認定申請書についての審査事項)

第 21

変更認定申請書については、第 16 の から までに掲げる事項について審査するものとする。

(変更認定申請書の認定要件)

第 22

- 1 自然公園法第 16 条の 4 第 3 項において準用する第 16 条の 3 第 4 項に規定する国立公園における利用拠点整備改善計画の変更に係る認定要件の細部解釈及び運用方法は第 17 のとおり。
- 2 利用拠点整備改善計画の変更に際しても、景観計画に適合するものである必要があるとともに、必要に応じて条件を付し、及びこれを変更することができる。

(認定の通知等)

第 23

- 1 自然環境局長が利用拠点整備改善計画の認定を行ったとき及び地方環境事務所長が利用拠点整備改善計画の変更に係る認定を行ったときは、申請者に対し、認定の通知を行うものとする。なお、認定内容に、公園事業の執行に係る協議・認可等が必要な行為に係る事業が含まれる場合には、利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が地方公共団体等の場合には同意書を、地方公共団体等以外の場合にあっては認可書を付すものとする。

- 2 自然環境局長は、1の定めにより、認定の通知を行ったときは、当該通知の写しを申請に係る地域を管轄する地方環境事務所又は国立公園管理事務所に送付するものとする。また、地方環境事務所長は、1の定めにより、利用拠点整備改善計画の変更に係る認定を行ったときは、当該通知の写しを申請に係る地域を管轄する国立公園管理事務所に送付するものとする。
- 3 地方環境事務所長は、1の定めにより、令附則第2項の規定による指定地域内に係る認定が行われたときは、当該通知の写しを関係する都道府県知事に送付するものとする。ただし、当該都道府県が協議会の構成員となっている場合はこの限りでない。
- 4 自然環境局国立公園課長は、利用拠点整備改善計画の認定及び利用拠点整備改善計画の変更に係る認定が行われた時は、インターネットの利用等の方法で、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表するものとする。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第24

利用拠点整備改善計画の変更のうち、規則第9条の6各号に定める軽微な変更については、変更の認定を要せず、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出るのみでよいこととされている(法第16条の4第2項)。規則第9条の6を踏まえ、以下に該当する場合には、軽微な変更として取り扱うこととする。

第8の2、3、5、10に係る変更

第8の8のうち、実施主体の氏名又は名称若しくは住所の変更、実施時期期間の変更

第8の8の場合にあっては、規則第3条各号に掲げる変更

第8の8の場合にあっては、(二)(チ)に係る変更

第8の9のうち利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の追加及び削除、当該協議会構成員の氏名又は名称の変更、若しくは役割の変更(ただし、事務局の変更を除く)。

その他、変更後の計画が法第16条の3第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更に係る届出書の様式)

第25

法第16条の4第2項の規定による認定を受けた利用拠点整備改善計画の軽微な変更に係る届出書は、様式第4によるものとする。

(利用拠点整備改善計画の変更に係る申請又は届出を要しない事項)

第26

次に掲げるものについては、利用拠点整備改善事業の内容の変更に該当せず、変更に係

る認定の申請又は届出を要しない。

建築物の内部の構造の変更であって、軽易なもの
国立公園の区域のうち、特別保護地区又は海域公園地区に含まれない区域内にあつては、規則第 12 条各号に掲げる行為に該当するもの
特別保護地区内にあつては、規則第 13 条各号に掲げる行為に該当するもの
海域公園地区内にあつては、規則第 13 条の 3 各号に掲げる行為に該当するもの

第 5 節 認定の取消し

(認定の取消し)

第 27

認定利用拠点整備改善計画は、認定要件（法第 16 条の 3 第 4 項各号）に適合しなくなった場合には認定を取り消すことができる。認定要件への不適合には、法第 16 条の 3 第 5 項の条件が適切に履行されなかった場合も含まれる。

なお、認定の取消しの場合には、利用拠点整備改善計画の認定による特例措置の効力は当然失われる。

第 6 節 報告徴収

(報告徴収及び立入検査)

第 28

- 1 地方環境事務所長は、法第 17 条第 2 項の規定により、利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
- 2 地方環境事務所長は、法第 17 条第 2 項の規定に基づく立入検査を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入検査の実施を指示する指示書を交付するものとする。
- 3 当該職員は、立入検査に際して、法第 17 条第 3 項に定める身分を示す証明書とともに 2 の指示書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 なお、認定を受けた利用拠点整備改善計画に従って行う公園事業に該当する事業については、公園事業の認可等を受けたこととみなされることとなるため、利用拠点整備改善事業の終了後、利用拠点整備改善事業として行う公園施設の整備改善以外の観点からの公園事業の執行状況の確認等を行う場合には、法第 17 条第 1 項に基づき報告徴収及び立入検査を実施する。加えて、利用拠点整備改善事業として行う公園施設の整備改善以外の観点から、公園事業の執行状況等を踏まえて必要と認められる場合には、法第 11 条に基づく改善命令を行うことが可能である。

第 7 節 その他

(自治体への支援及び直轄国立公園事業との連携)

第 29

利用拠点整備改善計画は、国立公園の魅力向上に重要な役割を果たすことに鑑み、地方環境事務所長は、協議会の共同事務局を担うなど市町村等の取組の積極的な支援に努めるとともに、直轄国立公園事業の整備計画との連携に努めるものとする。

別 表

<p>(1) 書類の追加 提出等</p>	<p>ア 事業に係る工事の施行 日 前までに、(公園施設の規模及び構 造を明らかにした縮尺 1000 分の 1 の各階平面図、2 面以上の立面図、 2 面以上の断面図、構造図、意匠配 色図及び給排水計画図並びに事業 区域内にある公園施設の配置を明 らかにした縮尺 1000 分の 1 程度の 配置図 / 事業資金を調達すること ができることを証する書類等) を、 に提出すること。</p> <p>イ 事業に係る工事の施行 日 前までに、(行為の施行方法を明ら かにした縮尺 1000 分の 1 程度の平 面図、立面図、断面図、構造図及び 意匠配色図等) を、 に提出する こと。</p> <p>ウ 事業に係る工事の施行 日 前までに、(公園施設の管理又は経 営方法の詳細等) を、 に報告す ること。</p>	<p>1 公園事業の執行に係る協議又 は認可を要する事業及び公園事 業の内容の変更に係る協議又は 認可を要する事業に係る必要書 類が不足している場合には、原 則として付すものとする。</p> <p>2 特別地域、特別保護地区若し くは海域公園地区での行為許可 又は普通地域での行為の届出を 要する行為が含まれる事業に係 る必要書類が不足している場合 には、必要に応じて付すものと する。</p> <p>3 には、「 地方環境事務 所長」、「 自然環境事務所 長」、「 国立公園管理事務所 長」等を必要に応じ使い分ける。</p>
<p>(2) 施設の構造 や行為の施 行方法等の 指示</p>	<p>ア (公園施設の構造の詳細 / 公園施 設の管理又は経営方法の詳細 / 工 作物等の意匠の詳細 / 行為の施行 方法の詳細等) については、 の 指示に従うこと。</p>	<p>1 国立公園の保護上の支障を軽 減するために、施設の構造や行 為の施行方法等の詳細を指示す る必要がある場合に用いる。</p> <p>2 必要に応じて(1)と組み合わ せて用いる。</p> <p>3 には、「 地方環境事務 所長」、「 自然環境事務所 長」、「 国立公園管理事務所 長」等を必要に応じ使い分ける。</p>